

名古屋議定書の概要

1. 目的（第1条）

この議定書の目的は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することである。

2. 国際協定及び国際文書との関係（第4条4）

この議定書は、条約の取得の機会及び利益の配分に関する規定を実施するための文書である。取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書であつて条約及びこの議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合には、この議定書は、当該文書が対象とする特定の遺伝資源に関しては、当該文書の締約国については適用しない。

3. 公正かつ衡平な利益の配分（第5条）

（1）遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益は、当該遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は当該遺伝資源を正当に獲得した締約国であるものに限る。）と公正かつ衡平に配分する。その配分は、相互に合意する条件で行う。

（2）締約国は、遺伝資源についての原住民の社会及び地域社会の確立された権利に関する国内法令に従ってこれらの社会が保有する遺伝資源の利用から生ずる利益が、当該原住民の社会及び当該地域社会と相互に合意する条件に基づいて公正かつ衡平に配分されることを確保するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

4. 遺伝資源の取得の機会の提供（第6条）

（1）遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は当該遺伝資源を正当に獲得した締約国であるものに限る。）が事前の情報に基づいて同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。

（2）事前の情報に基づく同意を得ることを要求する締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令等の透明性の確保、事前の情報に基づく同意を申請する方法に関する情報の提供等のため、適宜、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

5. 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供（第7条）

締約国は、国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって原住民の社会及び地域社会が有するものについて、当該原住民の社会及び当該地域社会の同意又は参加を得て取得されること並びに相互に合意する条件が設定されていることを確保するために適当な措置をとる。

6. 保全及び持続可能な利用への貢献（第9条）

締約国は、利用者及び提供者に対し、遺伝資源の利用から生ずる利益を生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に充てるよう奨励する。

7. 遺伝資源に関連する伝統的な知識（第12条）

締約国は、国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識について、必要に応じ原住民の社会及び地域社会の慣習法、慣例及び手続を考慮する。

8. 国内の中央連絡先及び権限のある当局（第13条）

(1) 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する国内の中央連絡先を指定し、遺伝資源の取得の機会を求める申請者に対し、事前の情報に基づく同意を得るため及び相互に合意する条件（利益の配分を含む。）を設定するための手続に関する情報等を利用可能にする。

(2) 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する一又は二以上の国内の権限のある当局を指定する。当該権限のある当局は、適用のある国内の立法上、行政上又は政策上の措置に従い、取得の機会を提供する責任又は必要な場合には取得のための要件が満たされていることを証明する文書を発給する責任等を有する。

9. 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報の共有（第14条）

取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約に基づく情報交換の仕組みの一部として設置する。同センターは、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための手段としての役割を果たす。

10. 取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令等の遵守（第15条）

締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関し、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令等に従い事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

1 1. 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令等の遵守 (第 1 6 条)

締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものに関し、原住民の社会及び地域社会が所在する他の締約国の国内の法令等であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、これらの社会の同意又は参加を得て取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適宜、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

1 2. 遺伝資源の利用の監視 (第 1 7 条)

(1) 締約国は、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとる。当該措置は、事前の情報に基づく同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の設定等について関連情報を収集し、関連する国内当局や上記 9. の情報交換センターに提供する「確認のための機関」を指定することを含む。

(2) 事前の情報に基づく同意を与える締約国（遺伝資源の提供国）が当該同意及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして発給し、上記 9. の情報交換センターに提供された許可証は、国際的に認められた遵守の証明書とする。

1 3. 能力 (第 2 2 条)

締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施のため、能力の開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力の強化について協力する。

1 4. 資金供与の制度及び資金 (第 2 5 条)

条約の資金供与の制度は、この議定書の資金供与の制度となる。

1 5. 効力発生 (第 3 3 条)

この議定書は、条約の締約国又は地域的な経済統合のための機関による 5 0 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 9 0 日目の日に効力を生ずる。

(了)